

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和８年（２０２６年）９月２５日

下関市長 前田 晋太郎

記

- １ 業務名 下関市豊北斎場 LED 化照明設備取替業務
- ２ 業務内容 金抜設計書及び別紙１ 特記仕様書のとおり
- ３ 契約期間 契約締結日から令和９年３月１９日まで
- ５ 入札条件
 - （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者に該当しないこと。
 - （２）この公告の日から落札者の決定までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - （３）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿「庁舎等管理業務」の「電気設備保全管理」に登録があること。
 - （４）下関市内に本店又は本社を有すること。
 - （５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
 - （６）本業務に係る入札参加資格確認申請手続において、滞りなく手続が完了し、入札参加資格を認められていること。

５． 契約条項を示す場所及び日時

- （１）契約条項を示す場所
下関市役所豊北総合支所市民生活課（下関市豊北町大字滝部３１４０番地１）
- （２）契約条項を示す期間
公告の日 から 令和８年１０月１３日（火）１１時まで

6. 入札参加資格の確認申請

本入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 申請方法

入札参加資格確認申請書(様式1)及び同業種業務の実績調書(様式2)、その他関係書類を提出すること。

(2) 申請期限

令和8年10月6日(火) 12時

(3) 提出先

下関市役所豊北総合支所市民生活課(下関市豊北町大字滝部3140番地1)

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便によること)すること。なお、郵送の場合は(2)申請期限までの到着を要する。

(5) 確認結果の通知

入札参加資格の審査結果は、入札参加資格確認通知書により電子メール又はファクシミリで通知する。

入札参加資格の確認申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日(当該日が閉庁日である場合は、その直後の開庁日)までに書面を下関市役所豊北総合支所市民生活課(下関市豊北町大字滝部3140番地1)に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

7. 質問の方法

(1) 本業務の参加申込に関する質問は、豊北総合支所市民生活課にファクシミリにて提出すること。(FAX 番号 083-782-0170)

(2) 質問の期限は、令和8年10月1日(木) 12時までとする。

(3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみにファクシミリにより回答する。

8. 入札日時等

(1) 入札日時 令和8年10月13日(火) 11時

(2) 入札場所 下関市役所豊北総合支所 1F 会議室

9. 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

10. 入札方法

(1) 入札においては、入札書(様式4)を使用すること。

(2) 入札額は、消費税を含まない金額を記入すること。

- (3) 郵便による入札は認めない。
- (4) 代理人に入札させるときは、委任状（様式5）を提出すること。
- (5) 入札会場への入場は、1入札者（個人、法人を問わない）につき、1名とする。

1 1. その他

- (1) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなった場合は、入札に参加できない。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 明瞭でない入札書又は入札金額の判読できない入札書によりなされたもの
 - イ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
 - ウ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
 - エ 関係法令等に定める条件に違反したもの
- (3) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (4) 入札参加資格確認申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類は返還しない。
- (5) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (6) この入札において得た入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。
- (7) 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (8) 入札書等の契約に関する書類の作成にあたっては、消せるボールペンを使用しないこと。